

(資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト)新旧対照表

自己査定(別表1)

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法 ~ (略) 債務者区分	(略) 原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。	(略) 債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 (以下、略)	(略) (注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (追加) (注)(略) (注)(略)	1. 債権の分類方法 ~ (略) 債務者区分	(略) 原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。	(略) 債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 (以下、略)	(略) (注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注)「債務者の実態的な財務内容の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。」 (注)(略) (注)(略)

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、分類とする。 また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。		(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、分類とする。 また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。	
優良担保	預金等(預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。)国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ。「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ロ。「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (二) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 (ヘ) 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債 (株式) (イ) 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式 (ロ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ハ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 (外国証券)	(注)「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注)「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。	優良担保	預金等(預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。)国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ。「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ロ。「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (二) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 (ヘ) 金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債 (株式) (イ) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品取引所上場会社の発行している非上場株式 (ロ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ハ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 (外国証券)	(注)「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注)「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		<p>(イ) 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券</p> <p>(ロ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券</p> <p>(ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>(ニ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>(ホ) 格付機関の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならぬ。</p> <p>ハ、「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。</p>	<p>(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)である。</p>			<p>(イ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券</p> <p>(ロ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券</p> <p>(ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>(ニ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>(ホ) 格付機関の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならぬ。</p> <p>ハ、「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。</p>	<p>(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)である。</p>
一般担保	(略)	(略)	(注)(略)	一般担保	(略)	(略)	(注)(略)
担保評価額	(略)	(略)		担保評価額	(略)	(略)	
処分可能見込額	上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ.(略) ロ.(略) ハ.処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。 (イ)(略)	(注)(略) (注)(略)	処分可能見込額	上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ.(略) ロ.(略) ハ.処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。 (イ)(略)	(注)(略) (注)(略)

(改訂前)				(改訂後)																			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考																
		<p>(ロ) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <p>(有価証券担保)</p> <table border="0"> <tr> <td>国債</td> <td>評価額の95%</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>評価額の90%</td> </tr> <tr> <td>上場株式</td> <td>評価額の70%</td> </tr> <tr> <td>その他の債券</td> <td>評価額の85%</td> </tr> </table>	国債	評価額の95%	政府保証債	評価額の90%	上場株式	評価額の70%	その他の債券	評価額の85%	(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び繰上債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。			<p>(ロ) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <p>(有価証券担保)</p> <table border="0"> <tr> <td>国債</td> <td>評価額の95%</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>評価額の90%</td> </tr> <tr> <td>上場株式</td> <td>評価額の70%</td> </tr> <tr> <td>その他の債券</td> <td>評価額の85%</td> </tr> </table>	国債	評価額の95%	政府保証債	評価額の90%	上場株式	評価額の70%	その他の債券	評価額の85%	(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び繰上債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、金融商品取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。
国債	評価額の95%																						
政府保証債	評価額の90%																						
上場株式	評価額の70%																						
その他の債券	評価額の85%																						
国債	評価額の95%																						
政府保証債	評価額の90%																						
上場株式	評価額の70%																						
その他の債券	評価額の85%																						
(5) 保証等による調整等	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、分類とする。	<p>一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続きが行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。</p> <p>なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。</p>		(5) 保証等による調整等	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、分類とする。	<p>一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続きが行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。</p> <p>なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。</p>																	
優良保証等	イ.(略)	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。	(注)(略)	優良保証等	イ.(略)	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。	(注)(略)																
	ロ.一般事業会社の保証については、原則として証券取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。	ロ.一般事業会社の優良保証については、証券取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている			ロ.一般事業会社の保証については、原則として金融商品取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。	ロ.一般事業会社の優良保証については、金融商品取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されて																	

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		場合は、優良保証と判断して差し支えない。				いる場合は、優良保証と判断して差し支えない。	
	八.(略)	八.(略)			八.(略)	八.(略)	
一般保証	(略)	(略)		一般保証	(略)	(略)	
保証予約及び経営指導念書	(略)	(略)		保証予約及び経営指導念書	(略)	(略)	
(6) 分類対象外債権	(略)	(略)	(注)(略) (注)(略)	(6) 分類対象外債権	(略)	(略)	(注)(略) (注)(略)
(7) 債権の分類基準	(略)	(略)		(7) 債権の分類基準	(略)	(略)	
外国政府等に対する債権	(略)	(略)		外国政府等に対する債権	(略)	(略)	
(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権	(略)	(略)		(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権	(略)	(略)	
(10) 未収利息	(略)	(略)		(10) 未収利息	(略)	(略)	
(11) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係	(略)	(略)	(注)(略) (注)(略)	(11) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係	(略)	(略)	(注)(略) (注)(略)
(12) 連結対象子会社に対する債権	(略)	(略)		(12) 連結対象子会社に対する債権	(略)	(略)	

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」を含む。 (注)(略) (注)(略) (注)(略) (注)(略) (注)(略)	2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」を含む。 (注)(略) (注)(略) (注)(略) (注)(略) (注)(略)
3. デリバティブ取引の分類方法	(略)	(略)		3. デリバティブ取引の分類方法	(略)	(略)	
4. その他の資産 (債権、有価証券及びデリバティブ取引以外の分類方法)	(略)	(略)	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」を含む。	4. その他の資産 (債権、有価証券及びデリバティブ取引以外の分類方法)	(略)	(略)	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ & A」を含む。
(1) 仮払金	(略)	(略)		(1) 仮払金	(略)	(略)	
(2) 動産・不動産	(略)	(略)	(注)(略)	(2) 動産・不動産	(略)	(略)	(注)(略)
(3) ゴルフ会員権	(略)	(略)	(注)(略)	(3) ゴルフ会員権	(略)	(略)	(注)(略)
(4) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 なお、その他の資産のうち、証券取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金		(4) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金	

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		<p>銭債権を継続的に買入れ長期的に信用を 供与していると認められる場合は、分類のみ ならず、自己資本比率の算定が不正確となる とともに、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省 令第10号)第17条の10(勘定間振替の禁止) の趣旨に反する行為であり、そのような取扱 いが行われていないかを検証する。</p> <p>□ 被検査金融機関の債権を信託方式により流 動化した場合において、当該貸付債権信託受 益権を被検査金融機関が保有している場合 は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の 方法により分類しているかを検証する。</p>				<p>銭債権を継続的に買入れ長期的に信用を 供与していると認められる場合は、分類のみ ならず、自己資本比率の算定が不正確となる とともに、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省 令第10号)第13条の6の3第3項、第4項(勘定 間振替の禁止)の趣旨に反する行為であり、 そのような取扱いが行われていないかを検 証する。</p> <p>□ 被検査金融機関の債権を信託方式により流 動化した場合において、当該貸付債権信託受 益権を被検査金融機関が保有している場合は、当 該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法に より分類しているかを検証する。</p>	